

○岩手県警察職員の交通事故防止に関する訓令

(昭和52年12月21日警察本部訓令第20号)

[沿革] 昭和54年3月警察本部訓令第13号、55年5月第8号、61年3月第7号、平成4年7月第11号、6年10月第18号、14年3月第9号、9月第24号、15年3月第9号、23年6月第6号、29年3月第6号改正

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察職員の交通事故防止に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察職員の交通事故防止に関する訓令

目次

- 第1章 総則 (第1条-第5条)
- 第2章 安全運転管理体制
 - 第1節 安全運転管理委員会 (第6条-第9条)
 - 第2節 安全運転推進委員会 (第10条-第12条)
 - 第3節 安全運転管理等 (第13条-第19条)
- 第3章 実態把握 (第20条)
- 第4章 自動車運転技能検定 (第21条)
- 第5章 運転者等の管理 (第22条-第24条)
- 第6章 私用車の公務使用 (第25条)
- 第7章 緊急自動車の運行基準 (第26条・第27条)
- 第8章 運転者等の遵守事項 (第28条-第31条)
- 第9章 職員の交通による殉職受傷事故防止 (第32条・第33条)
- 第10章 教養訓練 (第34条・第35条)
- 第11章 職員に係る交通事故の処理 (第36条)
- 第12章 雑則 (第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察職員 (以下「職員」という。) の交通事故防止を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 安全運転管理 車両を運転する職員 (以下「運転者」という。) に対する人事管理、教養訓練その他車両運転の安全を確保するために必要な業務の管理をいう。
- 車両 道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下「法」という。) 第2条第1項第8号に定める車両のうち、自動車及び原動機付自転車をいう。
- 公用車 車両のうち、岩手県警察に所属するもの (公務のため借上げたものを含む。) をいう。
- 私用車 職員が使用している公用車以外の車両をいう。

(警務部長の責務)

第3条 警務部長は、この訓令に定める安全運転管理等を総括するものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、運転者及び公用車の効率的な運用管理を図るとともに、所属職員の交通事故防止に努めなければならない。

(職員の義務)

第5条 職員は、その責任を自覚し、道路交通法令及びこの訓令に定める事項を遵守し、交通事故防止に努めなければならない。

第2章 安全運転管理体制

第1節 安全運転管理委員会

(管理委員会の設置)

第6条 職員の交通事故防止を図るため、警察本部に安全運転管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。

3 委員長は警務部長、副委員長は首席監察官をもつて充てる。

4 委員は、警務課長、監察課長、地域課長、機動捜査隊長、交通企画課長、交通指導課長、運転免許課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び委員長の指名する者をもつて充てる。

(管理委員会の任務)

第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 車両の運転及び管理に関すること。

(2) 職員の安全運転意識の高揚に関すること。

(3) その他職員の交通事故防止対策に関すること。

(管理委員会の開催等)

第8条 管理委員会は、必要により委員長が招集する。

2 委員長は、必要により、委員以外の者を管理委員会に出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

3 委員長は、管理委員会の審議結果を警察本部長に報告するものとする。

4 管理委員会は、会議録（様式第1号）を備え、審議事項等を記録するものとする。

(管理委員会の庶務)

第9条 管理委員会の事務は、監察課において処理する。

第2節 安全運転推進委員会

(推進委員会の設置)

第10条 所属における職員の交通事故防止を図るため、所属に安全運転推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。

3 委員長は所属長、副委員長は所属の次長等、委員は委員長の指名する者をもつて充てる。

4 推進委員会の事務は、委員長の命ずる係において処理するものとする。

(推進委員会の任務)

第11条 推進委員会は、所属における交通事故防止対策を具体的に推進する方策を樹立し、所属長に報告するものとする。

(推進委員会の開催)

第12条 推進委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、半年ごとに推進委員会を開催するものとする。ただし、必要があると認めるときは、随時、推進委員会を開催することができる。

3 推進委員会は、会議録を備え、付議した事項を記録するとともに、当該会議録の写しを監察課長に送付するものとする。

第3節 安全運転管理等

(安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任)

第13条 所属長は、法第74条の3第1項の規定により安全運転管理者を選任するときは、副署長又は次長等をもつて充てるものとする。ただし、特別の事情ある場合はこの限りでない。

2 所属長は、法第74条の3第4項の規定により副安全運転管理者を選任するときは、巡査部長以上の階級にある警察官又はこれ

に相当する一般職員（以下「幹部職員」という。）をもって充てるものとする。

（準安全運転管理者の選任）

第14条 所属長は、安全運転管理者の選任を要しないときは、幹部職員のうちから準安全運転管理者を選任しなければならない。

（安全運転管理者等の任務）

第15条 安全運転管理者、副安全運転管理者及び準安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）は、法第74条の3及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10に規定する事項を処理するほか、所属長の命を受け、安全運転に必要な施策の実施に当たるものとする。

（報告）

第16条 所属長は、安全運転管理者等を選任し、又は解任したときは、安全運転管理者等選任（解任）報告書（様式第2号）により、警務課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（安全運転管理補佐の選任）

第17条 所属長は、幹部職員のうちから安全運転管理補佐を選任し、安全運転管理者等の任務を補佐させることができる。

（安全運転指導者の指名）

第18条 所属長は、幹部職員のうちから安全運転指導者を1人以上指名しなければならない。

2 安全運転指導者は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経歴が3年以上の者の中から指名するものとする。

3 安全運転指導者は、安全運転管理者等又は安全運転管理補佐に指名された者を兼ねて指名することができる。

（安全運転指導者の任務）

第19条 安全運転指導者は、所属長の命を受け、所属の運転者に対し、主として車両運転に関する知識及び技能の指導に当たるものとする。

第3章 実態把握

（実態把握）

第20条 所属長は、所属職員の運転免許の取得及び私用車の保有の実態を把握し、安全運転管理を徹底しなければならない。

第4章 自動車運転技能検定

（自動車運転技能検定）

第21条 警務部長は、職員の安全運転と運転技能の向上を図るため、自動車運転技能検定を実施しなければならない。

2 自動車運転技能検定について必要な事項は、別に定める。

第5章 運転者等の管理

（公用車の運転者選考基準）

第22条 所属長は、自動車運転技能検定に合格した者の中から適任と認める者を公用車の運転者として選考するものとする。

2 前項の規定によるほか、警ら用無線自動車及び交通指導取締用自動車の運転者は、原則として、当該車両に係る専科教養、講習等を修了した者をもって充てるものとする。

（公用車の使用）

第23条 公用車（自動二輪車等（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）を除く。）は、原則として同乗者がなければ使用してはならない。

2 公用車には、公務上必要のある者以外は乗車させてはならない。

（運転者に対する指示等）

第24条 所属長は、公用車を運転させる場合、運行の目的、緊急度、運行距離、道路交通の状況等を勘案し、運転者に対して交通事故防止上必要な指示をしなければならない。

2 所属長は、運転者の健康状態、気象、道路状況等を勘案し、当該運転者に公用車を運転させないことができる。

第6章 私用車の公務使用

(私用車の公務使用)

第25条 私用車の公務使用について必要な事項は、別に定める。

第7章 緊急自動車の運行基準

(緊急自動車の運行基準)

第26条 緊急自動車としての運行は、次の各号のいずれかに該当する場合に認めるものとする。

- (1) 現行犯人又は既に発生した犯罪の犯人と疑うに足りる相当な理由のある者を逮捕し、又は追跡する必要があるとき。
- (2) 交通事故事件（軽微な物損事故を除く。）若しくは凶悪重要な急訴事件の現場に急行し、又は当該事件の検問場所に急行するとき。
- (3) 人命に危険のある火災又は災害現場に急行するとき。
- (4) 負傷者の救護又は人命救助のため必要があるとき。
- (5) 道路の危険を防止し、又は混雑を緩和するため緊急の必要があるとき。
- (6) 警衛、警護又は警備実施で必要があるとき。
- (7) その他所属長が特に緊急性があると判断したとき。

2 緊急自動車として運行する場合は、所属長が前項の運行基準に従つて、その必要性を判断し、運転者に指示しなければならない。ただし、所属長の指示を受けるいとまのないときは、その車両に乗車している先任者又は運転者の判断によつて運行し、速やかに所属長に報告しなければならない。

(速度違反車両追跡上の留意事項)

第27条 速度違反車両の追跡のため緊急自動車として運行するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 当該違反車両のみに気を奪われないこと。
- (2) 交通のふくそう等により追跡を続けることが危険であると認められるときは、直ちに追跡を中止し、当該違反車両及び運転者の特定に努め、事後の捜査に資すること。

第8章 運転者等の遵守事項

(運転者の心構え)

第28条 職員は、車両を運転するときは、次に掲げる事項を常に心掛けなければならない。

- (1) 職員にふさわしい模範運転をすること。
- (2) 運転技能の向上に努めること。
- (3) 健康管理に留意し良好な体調の保持に努めること。
- (4) 自動二輪車等を運転するときは、二輪車の特性を考慮した運転に努めること。

(運転者の遵守事項)

第29条 職員は、車両を運転するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 日常点検を確実に励行すること。
- (2) 通行車両、路面状況等に応じた運転をすること。
- (3) 見通しの悪い交差点又は見通しの悪い曲がり角付近では、徐行又は一時停止をして安全を確認すること。
- (4) 安全な速度と車間距離を保つとともに、急ブレーキをかけ、又は急にハンドルを切るような運転をしないこと。
- (5) 歩行者又は自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、又は徐行すること。
- (6) 追越しをするときは、対向車のほか先行車又は割込車に注意すること。
- (7) 危険が予想されるときは、防衛運転に努めること。

(緊急自動車運転者の遵守事項)

第30条 緊急自動車を運転するときは、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 優先意識を排除するとともに、冷静沈着を保ち、無理な運転は避けること。
- (2) 緊急自動車の要件であるサイレンの吹鳴と赤色警光灯の点灯を確実に履行し、さらにマイクを活用するなどして安全確保

に努めること。

(3) 踏切を通過するときは、一時停止し、安全を確認して進行すること。

(4) 交差点を通過するときは、安全を確保できる速度に減速するとともに、信号機の灯火が黄色又は黄色の点滅のときは徐行し、信号機の灯火が赤色又は赤色の点滅のときは一時停止し、安全を確認して進行すること。

(5) 運転者は、走行中に運転の妨げになるような無線機等の操作は行わず、運転に専念すること。

(同乗者の留意事項)

第31条 職員は、公用車に同乗するときは、次に掲げる事項に留意し、運転者と協力して安全確認に努めなければならない。

(1) 道路及び交通の状況に注意し、安全呼称を励行すること。

(2) 後退するときは、必ず降車して車両の誘導に当たること。

第9章 職員の交通による殉職受傷事故防止

(受傷事故防止用資機材の点検整備)

第32条 所属長は、交通事故、車両検問等の現場活動上必要なセフティコーン、矢印板、照明具、停止灯(棒)、夜光チョッキ等の各種資機材を点検整備しておかなければならない。

(その他)

第33条 警察職員の殉職受傷事故防止について、必要な事項は別に定める。

第10章 教養訓練

(安全運転管理者等に対する教養)

第34条 警務部長は、職員の交通事故防止等に関する知識及び技能の向上を図るため、安全運転管理者等に対し、必要な教養を実施しなければならない。

(職員に対する教養等)

第35条 所属長は、所属職員に対し、安全運転に必要な知識及び運転技能の向上を図るため、教養、訓練を実施しなければならない。

第11章 職員に係る交通事故の処理

(交通事故の処理)

第36条 職員が当事者となった交通事故を処理するときは、厳正にこれを処理しなければならない。

2 職員が当事者となった交通事故の処理について必要な事項は、別に定める。

第12章 雑則

(補則)

第37条 この訓令の実施について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年5月19日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和55年5月19日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月29日警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和61年3月29日から施行する。

附 則(平成4年7月3日警察本部訓令第11号抄)

1 この訓令は、平成4年7月3日から施行する。

附 則(平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄)

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成14年 3月22日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成14年 3月25日から施行する。

附 則（平成14年 9月26日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則（平成15年 3月31日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則（平成23年 6月 7日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成23年 6月 7日から施行する。

附 則（平成29年 3月 3日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年 3月12日から施行する。

様式第1号（第8条、第12条関係）

安全運転管理（推進）委員会会議録				
日時	年 月 日	自 時 分 至 時 分	場所	
出席者				
審議事項				
審議結果				
備考				

様式第2号（第16条関係）

第 号
年 月 日

岩手県警察本部長 殿

所 属 長

安全運転管理者等選任（解任）報告書

安全運転管理者

次の者を副安全運転管理者として選任（解任）したから報告する。

準安全運転管理者

階級					現係名					
氏名					配置年月日					
生年月日										
運転免許種別					運転免許取得年					
					月日					
公用車運転資格	大型自 動車	1. 2. 3	中型自 動車	1. 2. 3	準中型 自動車	1. 2. 3	普通自 動車	1. 2. 3	自動二 輪	1. 2. 3
選任（解任）理由										
備考										

